

函館地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税・源泉所得税課税取消請求事件
国側当事者・国
平成24年12月6日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
被告	国
同代表者法務大臣	滝 実
同指定代理人	相澤 聡
同	新庄 正義
同	植田 秀史
同	島尻 裕士
同	畠山 高典
同	池田 圭
同	西谷 英二
同	谷地田 満
同	岡 直之
同	梶 昌宏

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 函館税務署長が原告に対し平成21年6月29日付けでした原告の平成16年11月1日から平成17年10月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額1323万7368円、差引所得に対する法人税額(納付すべき税額)397万1000円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 函館税務署長が原告に対し平成21年6月29日付けでした原告の平成17年11月1日から平成18年10月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額1517万7944円、差引所得に対する法人税額(納付すべき税額)455万3000円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 函館税務署長が原告に対し平成21年6月29日付けでした原告の平成18年11月1日から平成19年10月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、欠損金額953万7199円、還付すべき法人税額3363円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

- 4 函館税務署長が原告に対し平成21年6月29日付けでした平成16年1月から同年6月までの期間の源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及び重加算税の賦課決定処分（ただし、裁決により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、函館税務署長が原告に対して平成21年6月29日付けでした、平成16年11月1日から平成19年10月31日までの3事業年度にわたる法人税の各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分並びに平成16年1月から同年6月までの期間分の源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及び重加算税の賦課決定処分（ただし、平成22年6月25日付け裁決によりその一部が取り消された後のもの）につき、原告が取消しを求める事案である。

1 前提事実

(2)及び(4)の事実は当事者間に争いが無い。その余の事実は各項目記載の証拠及び弁論の全趣旨により認められる。

(1) 原告は、本店を函館市に置き、水産物の輸入、加工及び販売並びに化粧品原材料の輸入及び販売等を業とする会社である。

甲（以下「甲」という。）は、平成18年1月30日から原告の代表取締役を務めており、その前は原告の総務部長を務めていた。乙（以下「乙」という。）は、平成16年1月30日以前から原告の代表取締役を務めている。

（甲3、4）

(2) 原告は、平成16年11月1日から平成17年10月31日まで、同年11月1日から平成18年10月31日まで及び同年11月1日から平成19年10月31日までの各事業年度（以下事業年度期末月により「平成17年10月期」などといい、これらを併せて「本件各事業年度」という。）につき、別紙3本件法人税各更正処分等の経緯（以下「別紙3」という。）順号①記載のとおり、法人税の確定申告をし、平成18年10月期につき、同②記載のとおり、その修正申告をした。

これに対し、函館税務署長（以下「原処分庁」という。）は、同②記載のとおり、平成17年10月期につき減額更正処分をし、平成18年10月期につき過少申告加算税の賦課決定処分をした。さらに、原処分庁は、本件各事業年度につき、同③記載のとおり、法人税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分（以下「本件法人税各更正処分等」という。）をした。

原処分庁は、本件法人税各更正処分等に当たり、本件各事業年度の所得金額の計算上原告が損金の額に算入した減価償却費等につき、架空のものであるなどとして否認した（別紙5本件各事業年度の法人税の所得金額及び法人税額（以下「別紙5」という。）順号2から4まで参照）。

原告は、本件法人税各更正処分につき、別紙3順号④記載のとおり、審査請求をしたが、同⑤記載のとおり、棄却裁決を受けた。

(3) 本件法人税各更正処分等に当たって否認された減価償却費に関する経緯は次のとおりである。

ア 原告は、平成15年3月31日から平成16年5月14日までの間、別紙1本件漁業権に係る仮払金の計上状況及び支出の態様等（以下「別紙1」という。）の日付欄、相手科目欄、摘要欄及び仮払金計上額欄各記載のとおり、その一部につき相手科目を現金及び預金として、その余につき相手科目を借入金として、仮払金を計上した。

原告は、同年10月20日付けで、上記仮払金のうち6億円を、パラオ共和国に所在する株式会社B（英語表記はBである。以下「B」という。）から取得したとする、同国においてホワイトクレー（石灰石から微量に採取できる美白材）の採取、リン鉱石の採掘、マグロ漁業などの事業を行うことができる権利（以下「本件漁業権」という。）に振り替え、これを無形固定資産として計上した。

本件漁業権につき、原告は、本件各事業年度において、次のとおり減価償却費を所得金額の計算上損金の額に算入した（法人税法施行令13条8号ロ、同法施行令48条1項4号）。

平成17年10月期 6000万円

平成18年10月期 6000万円

平成19年10月期 4000万円

（乙4、23の2、24の2、25の2、37）

イ 原告は、平成17年12月20日付けで、パラオ共和国に所在するC（英語表記はCである。以下「C」という。）から、同国産ホワイトクレーの日本における独占販売権（以下「本件営業権」という。）を買った（以下「本件営業権売買契約」という。）。その契約書（以下「本件営業権売買契約書」という。）には、独占販売権の対価は30万米ドル、支払方法として同年7月10日の仮契約締結時に5万米ドル、同年12月20日の本件営業権売買契約に係る裁判所承認時に5万米ドルなどと記載されていた。

原告は、同年7月29日から平成18年10月31日までの間、別紙2の表1の計上日欄、営業権計上額欄及び相手科目欄各記載のとおり（なお、表1順号35の詳細は、表2の計上日欄、仮払金計上額欄及び相手勘定欄各記載のとおりであり、表2順号5の詳細は、表3記載のとおりである。）、本件営業権の売買代金として合計1億5691万2671円を分割で支払ったとして、平成17年10月期及び平成18年10月期において、これを無形固定資産として計上した。

本件営業権につき、原告は、本件各事業年度において、次のとおり減価償却費を所得金額の計算上損金の額に算入した（法人税法施行令13条8号ヲ、同法施行令48条1項4号）。

平成17年10月期 78万2235円

平成18年10月期 1868万0833円

平成19年10月期 3138万2533円

（甲11の2、11の4、乙1の1から1の3まで、3、4、23の2、24の2、25の2）

(4) 原処分庁は、原告に対し、別紙4本件納税告知処分等の経緯（以下「別紙4」という。）の表1順号①及び表2記載のとおり、平成16年1月から同年6月までの期間分の源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及び重加算税の賦課決定処分をした。

原告は、上記各処分につき、別紙4の表1順号②記載のとおり、審査請求をし、同③及び別紙4の表3記載のとおり、一部取消しの裁決を受けた（以下一部取消し後の上記各処分を「本件納税告知処分等」といい、本件法人税各更正処分等と併せて「本件各更正処分等」という。）。

(5) 本件納税告知処分等の対象となった支出の経過は次のとおりである。

ア 原告は、平成16年4月12日、2500万円を、原告名義のD信用金庫当座預金口座から引き出し（別紙1順号13の仮払金がこれに当たる。）、甲名義で、株式会社E証券（当時の商号・F証券株式会社）名義のG銀行函館支店普通預金口座へ振り込んだ。

原告は、同月19日、1000万円を、原告名義のH銀行普通預金口座から引き出し（別紙1順号15の仮払金がこれに当たる。）、甲名義で、株式会社E証券名義の上記普通預金口座へ振り込んだ。

（乙4、8、33から36まで）

イ E証券株式会社名義の上記普通預金口座に振り込まれた合計3500万円（以下「本件仮払金」という。）は、甲名義の同社顧客口座に入金され、株式の購入等に費消された。（乙35）

2 主な争点

- (1) 本件漁業権は実在する資産か（争点1）
- (2) 本件営業権の対価として支払われた金員は正当なものであるか（争点2）
- (3) 本件仮払金は甲に対する賞与に該当するか（争点3）

3 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点1（本件漁業権は実在する資産か）

（原告の主張）

Bは、平成14年12月1日付けで、原告に対し、本件漁業権を代金6億円で売った（以下「本件漁業権売買契約」という。）。原告は、この契約に基づき、Bに対し、売買代金を支払うことで本件漁業権を取得した。

したがって、本件漁業権は実在する資産である。

（被告の主張）

ア 本件漁業権売買契約は存在しない。

イ 仮に同契約締結の事実が認められたとしても、次のとおり同契約は無効である。

まず、その契約書（以下「本件漁業権売買契約書」という。）における売主欄の署名者丙は、Bから、同契約の締結権限を授与されていないので、Bに同契約の効力は帰属しない。

また、同契約の内容は不明確であること、原告が同契約に基づく権利を取得し義務を履行した事実が全くないことから、同契約は原告とBとの間の通謀虚偽表示によるものであり、無効である。

さらに、原告が本件漁業権を取得してこれを行行使するためにはパラオ共和国から外国投資許可証の交付を受ける必要があるところ、原告はその交付を受けておらず、本件漁業権を取得していない。

ウ 本件漁業権の対価の支出はない。

すなわち、本件漁業権に振り替えられた仮払金についてみると、現金及び預金から支出して仮払金に計上している1億0428万円は、その支払先を明らかにする証ひょうもなく、相手先が不明であるほか、一部については、甲名義の顧客口座に振り込むなどしており、Bに対する支払とはいえない。また、その余の5億円については単なる帳簿上の会計処理により仮払金を計上しているにすぎず、現金等の支出の事実がない。

エ 以上によれば、原告は、本件漁業権を取得しておらず、本件漁業権は架空の資産である。

- (2) 争点2（本件営業権の対価として支払われた金員は正当なものか）

（原告の主張）

本件営業権の売買代金は2億円であり、原告は、平成17年7月29日から平成18年10月31日まで、本件営業権の売買代金として合計1億5691万2671円を分割で支払い、

平成17年10月期及び平成18年10月期において、これを無形固定資産として計上した。

したがって、原告が本件営業権の対価として支払った金員は正当なものである。

(被告の主張)

ア 本件営業権の対価は30万米ドルである。

イ 本件営業権の対価とする支払のうち、①1155万1000円(別紙2の表1順号1及び5)が本件営業権売買契約に基づく支払であること、②309万2250円(別紙2の表1順号10及び16)が研究開発費であることは認められる。

しかし、③その余の支払に係る1億4226万9421円(別紙2の表1順号2から4まで、6から9まで、11から15まで、17から35まで)については、いずれも現金の支出先が不明であるか、又は支払根拠が不明であり、本件営業権の対価としての支払の事実が認められない。原告は、この1億4226万9421円に係る部分につき、営業権の対価としての支払の事実がないにもかかわらず、あたかも支払の事実があるかのように装って架空の資産を計上し、これに係る減価償却費を本件各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入したものである。

よって、上記③に係る減価償却費は、原告の本件各事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入されない。

ウ 本件営業権売買契約は、平成18年2月ころまでに失効し、無効となったと推認されるが、仮に本件営業権売買契約が失効していなかったとしても、本件営業権は、本件各事業年度において、いまだ事業の用に供されていない。したがって、上記①部分に係る減価償却費は、本件各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入されない。

エ 本件営業権の対価として計上されているもののうち研究開発費として認められるもの(上記②)は、平成18年10月期の所得金額の計算上研究開発費として損金の額に算入されるから、減価償却費としては損金の額に算入されない。

(3) 争点3(本件仮払金は甲に対する賞与に該当するか)

(原告の主張)

甲は、本件仮払金について、原告に対し、平成17年3月31日に2500万円、同年4月30日に790万円、同年9月29日に210万円を弁済した。原告は、これを仮受金として処理し、本件仮払金と相殺した。したがって、本件仮払金は、甲に対する賞与に当たらない。

(被告の主張)

ア 本件仮払金は、甲に対する賞与に当たる。

イ 仮に甲が本件仮払金につき弁済したならば、遅くとも仮払金の本件漁業権への振替が行われた平成16年10月20日までに、本件仮払金の弁済が行われたはずである。しかし、原告が同日までに仮払金を減少させる処理をしたのは、同年4月30日の56万4000円の処理のみであり、ほかに仮払金を減少させる処理をしていない。したがって、甲は、原告に対し、本件仮払金を弁済していない。

ウ また、平成16年10月期末の仮払金残高は4154万3000円であるところ、このうち3754万3000円は、同月1日に計上された現金支出に対応するものであると考えられる。そうすると、その余の仮払金残高は400万円にすぎず、本件仮払金3500万円に満たないことから、上記3500万円は本件漁業権の一部として計上されたというべきである。したがって、原告の主張する相殺処理には理由がない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1について（本件漁業権は実在する資産か）

(1) 原告は、Bの代表者はパラオ共和国大統領補佐官丁（以下「丁」という。）であり、その秘書官の丙が同社の窓口となっていたので、本件漁業権売買契約書は丙により署名され、真正に成立したものであり、同契約書によって本件漁業権売買契約が存在する旨主張するものと理解される（甲18、20）。

そこで、上記契約書の成立の真正（同契約書はBの意思に基づき作成されたものか。）について検討する。

(2) 各項目記載の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 本件漁業権売買契約書の内容はおおむね下記のとおりであり、原告の署名欄には乙の署名があり、Bの署名欄には「丙」と筆記体で記載されている。（甲8の1、8の2、乙29の1から29の3まで）

記

Bは、以下の条件で、原告と基本的相互協力契約を締結する。

目的 Bがパラオ共和国において計画するすべての事業に対する資金提供及び協力
資金総額 6億円

契約期間 契約時から15年間

両当事者は、上記基本的相互協力契約を締結し、事業のために相互協力することを約束する。

イ Bは、パラオ共和国の株式登録機関に登録されている企業、同国の行政府組織のいずれにも属さない。（乙44から45の2まで）

ウ 「丙」は、日本国籍を有しており、昭和61年5月10日以来函館市内に住民登録をしている。（乙46）

本件営業権売買契約書（原文）の原告代表者乙の署名欄には、「丙」と筆記体で記載されている。（甲11の1、乙1の1）

パラオ共和国内に所在するIが平成19年4月に原告に対して荷物を送付した際、荷受人欄には原告と並んで「丙」と記載されていた。（乙48）

エ 甲は、本件各更正処分等に係る平成21年4月16日の税務調査の際、原処分庁の調査担当者に対し、本件漁業権売買契約は口頭契約であり、契約書は存在しない旨申述して、本件漁業権売買契約書を提示しなかった。その後、同年8月以降の審査請求時になって、本件漁業権売買契約書を提示するに至った。（甲3の1、乙2・3枚目）

オ パラオ共和国憲法によれば、同国コロール州は、その陸地より12海里までの範囲内にあるすべての生物及び非生物資源の独占的な所有権を有する。同州は、Bに対し、同州におけるホワイトクレーの採取、リン鉱石の採取、マグロ漁業、ナマコ養殖等の事業を行い得る権利を付与していない。（乙52、53）

カ 本件営業権売買契約書（原文）には、パラオ共和国高等裁判所の認証印が付されている。（甲11の1、乙1の1）

(3) 前記前提事実及び上記(2)認定事実に基づき検討する。

ア Bはパラオ共和国の株式登録機関に登録されている企業、行政府組織のいずれでもないことから、同社は実在しない可能性が高い。

イ 上記(2)ウによれば、「丙」は原告代表者乙の代理人であること、「丙」は原告の従業員であることがうかがわれ、これらの事実に加え、「丙」が原告の所在地である函館市の住民であることも併せて考えると、「丙」、「丙」、「丙」は、同一人である丙（以下「丙」という。）であることが推認され、さらに、丙は、原告の事業に従事する者であると認められる。そして、本件漁業権売買契約書（原文・甲8の1、乙29の1）と本件営業権売買契約書（原文・甲11の3、乙1の1）の「丙」の署名は筆跡が類似していることが認められるところ、本件漁業権売買契約書の同署名は、丙がした可能性が高い。

ウ さらに、原告は、パラオ共和国との契約及び許可関係には、全て丁のサインが必要であり、丁のサインの後に同国の高等裁判所の認証が付されて、初めて契約及び許可が成立する旨主張する（甲20）。実際、本件営業権売買契約書（原文）には、同国高等裁判所の認証印がある。しかし、本件漁業権売買契約書には丁の署名及び同国高等裁判所の認証のいずれもなく、同契約書の形式面においても疑義がある。

エ 本件漁業権売買契約は、その売買代金が6億円という巨額の契約であるにもかかわらず、同契約書の条項は抽象的なものにとどまる。

オ 以上に指摘した事情に加え、これまでBが丙に対し本件漁業権売買契約の締結権限を授与したことを示す証拠が一切提示されていないこと、本件漁業権売買契約書が被告に対し提示されるまでの経緯、パラオ共和国のうちコロール州がBに対し本件漁業権を付与していないことなども併せて考えれば、同契約書は、Bの意思に基づいて作成されたということとはできず、真正に成立したものとはいえない。

(4) 以上によれば、本件漁業権売買契約書によって、本件漁業権売買契約があったことは認められず、そのほか本件全証拠によってもこれを認めるに足りない。

(5) 次に、本件漁業権の対価の支払の有無について検討する。

原告は、平成15年3月31日から平成16年5月14日までの間に計上した仮払金（別紙1参照）のうち6億円を本件漁業権に振り替えている。しかし、別紙1順号1から3までの仮払金は、その支払先等の具体的内容を明らかにする証拠はなく、同13及び15の仮払金（本件仮払金）は、甲名義の株式会社E証券顧客口座に入金され、株式の購入等に費消されている。また、証拠（乙37）によれば、その余の仮払金は相手科目を仮受金として計上され、次いで資本金勘定に振り替えられており、これらの処理は帳簿上の操作にすぎないことが認められる。そうすると、別紙1記載のとおり計上された仮払金が本件漁業権の対価に充てられたと認めることは困難である。

他方、原告は、本件漁業権の対価の支払の裏付けとして、いずれも額面2億円のB名義の領収書2通（甲9の1から10の2まで）を提出する。しかし、これらの領収書を見ると、これに署名しているのは丙と認められる上、その記載によっても、何の対価に関する領収書であるのかは全く明らかにならない。そもそも、証拠（乙2・4枚目）によれば、甲は、本件各更正処分等に係る平成21年4月16日の税務調査の際、原処分庁の調査担当者に対し、本件漁業権の対価の支払に関する領収証等はない旨申述していたことが認められるところ、上記領収書2通が提出された経緯は不自然というほかない。これらの事情を踏まえると、上記領収書2通は、本件漁業権の対価の支払の裏付けとして採用することができない。

以上によれば、本件漁業権の対価の支払があったとは到底認められない。

(6) 結局、本件漁業権売買契約があったことは認められない。また、本件漁業権の対価の支払

があったとも認められない。したがって、本件漁業権は架空の資産というほかない。

2 争点2（本件営業権の対価として支払われた金員は正当なものであるか）

(1) 前記前提事実及び認定事実並びに証拠（甲11の1、乙1の1）によれば、本件営業権売買契約書（原文）には、独占販売権の対価は30万米ドルと記載されており、丁のサイン及びパラオ共和国高等裁判所の認証が付されていることが認められる。このような契約書が存在するにもかかわらず、原告は、本件営業権の実際の対価は2億円である旨主張するが（乙2・4枚目参照）、これを認めるに足りる証拠はない。本件営業権の対価は、本件営業権売買契約書記載のとおり30万米ドルと認めるのが相当である。したがって、これを超える部分は、本件営業権の対価の支払とはいえない。

(2) 本件営業権の対価とする支払について検討する。

ア 別紙2の表1順号1及び5に係る支出は、証拠（甲17の4、乙5から7まで）によれば、原告名義口座から出金され丁名義口座へ外国送金されたものであることが認められる。上記支出は、本件営業権売買契約書に記載されている平成17年7月10日に5万米ドル、同年12月20日に5万米ドルなどの支払方法とおおむね合致するので、本件営業権の対価として正当な支払と認めるのが相当である。

イ 別紙2の表1順号10及び16に係る支出は、証拠（甲17の15、17の21、乙19から22まで）によれば、「コスメ商品企画及び製作業務委託料」「M試験費用」として、原告名義口座から出金されJ株式会社名義口座へ振り込まれたものであることが認められる。上記支出は、その名目に照らし、研究開発費と認められるものの、本件営業権の対価の支払とは認められない。

なお、同支出は、研究開発費として、その支出した事業年度の損金の額に算入される。

ウ 別紙2の表1順号2、3、6、7、9、12から15まで、19から30までに係る支出は、証拠（甲16の10、17の6、乙5、8）によれば、その一部（順号6、7、9）につき原告名義口座から出金されたものであることは認められるが、その支出先及び支出内容は本件全証拠に照らしても不明である。上記支出は、本件営業権の対価の支払とは認められない。

エ 別紙2の表1順号4、17、31、33に係る支出は、証拠（甲17の25、17の26、乙5、10から12まで）及び弁論の全趣旨によれば、原告名義口座から出金され丙名義口座へ振り込まれたものであることが認められるが、本件全証拠に照らしても、その支出内容は不明であり、また、原告の事業に従事する丙とCとの関連性は不明である。したがって、丙に対する振込みがCに対する支払とはいえず、上記支出は本件営業権の対価の支払とは認められない。

オ 別紙2の表1順号32及び同順号35のうち表2順号1から4までに係る支出は、証拠（乙5、13から17まで）及び弁論の全趣旨によれば、原告名義口座から出金されK名義口座へ外国送金されたものであることが認められるが、本件全証拠に照らしても、その支出内容は不明であり、また、KとCとの関連性は不明である。したがって、Kに対する外国送金がCに対する支払とはいえず、上記支出は本件営業権の対価の支払とは認められない。

カ 別紙2の表1順号18に係る支出は、証拠（乙8）によれば、原告名義口座から株式会社L名義口座に振り込まれたものであることが認められるが、本件全証拠に照らしても、その支出内容は不明であり、また、同社とCとの関連性は不明である。したがって、株式会社L

に対する振込みがCに対する支払とはいえず、上記支出は、本件営業権の対価の支払とは認められない。

キ 別紙2の表1順号8に係る支出は、証拠(乙5、18)によれば、原告名義口座から出金され乙名義で株式会社E証券の口座へ振り込まれたものであることが認められる。上記支出は、本件営業権の対価の支払とは認められない。

ク 別紙2の表1順号35のうち表2順号5(その詳細は表3のとおりである。)に係る支出は、未精算の旅費交通費等に係る仮払金を本件営業権に振り替えたものにすぎない(乙4参照)から、これがCに対する支払とはいえず、本件営業権の対価の支払とは認められない。

ケ 別紙2の表1順号11に係る支出は、甲が本件各更正処分等に係る審査請求時に答述したところ(甲3の1・20頁)によれば、何ら根拠のないものであることが認められ、上記支出の一部取消しに係る表1順号34も、何ら根拠のないものであることが認められる。これらは、本件営業権の対価の支払とは無関係である。

(3) 以上によれば、前記(2)ア、イを除いたその余の支払に係る1億4226万9421円(別紙2の表1順号2から4まで、6から9まで、11から15まで、17から35まで)については、いずれも現金の支出先が不明であるか、又は支払根拠が不明であり、本件営業権の対価としての支払の事実が認められない。原告は、上記1億4226万9421円に係る部分につき、営業権の対価としての支払の事実がないにもかかわらず、あたかも支払の事実があるかのように装って架空の資産を計上し、これに係る減価償却費を本件各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入したものと認められる。したがって、上記減価償却費は、本件各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入されない。

また、前記(2)アに係る支払は、本件営業権の対価として正当なものと認められるが、これまでの検討を踏まえると、本件営業権売買契約に基づく独占販売権の対価30万米ドルにつき、原告は前記(2)アに係る支払(10万米ドル相当額)以外の支払をしていないと認められる。甲も、本件各更正処分等に係る審査請求時にこれに沿う答述をしている。そして、原告がCとの間で本件営業権に関する取引をしたことを認めるに足りる証拠はないところ、本件営業権は、本件各事業年度において、いまだ事業の用に供されていないと認めるのが相当である。そうすると、この正当な支払に係る減価償却費も、本件各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入されない。

さらに、前記(2)イに係る支払は、平成18年10月期の所得金額の計算上研究開発費として損金の額に算入されるから、減価償却費としては損金の額に算入されない。

以上のとおり、前記(2)アからケまでの本件営業権に係る減価償却費は、原告の本件各事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入することはできない。

3 争点3(本件仮払金は甲に対する賞与に該当するか)

(1) 甲は、本件仮払金を株式の購入等の個人的用途に費消しており、本件仮払金は、原告の甲に対する臨時的な給与たる性質を有するものといえ、所得税法186条1項2号ロ所定の賞与に該当すると認められる。

(2) 原告は、甲が本件仮払金について原告に対し弁済した合計3500万円を仮受金として処理し、これを本件仮払金と相殺したので、本件仮払金は賞与に当たらない旨主張する(甲22)。

確かに、証拠(甲7の1、7の3から7の8まで、乙4、43)によれば、仮受金科目と仮払金科目との間で、平成17年3月31日に2500万円、同年4月30日に790万円、同

年9月29日に少なくとも210万円の振替処理がされていることが認められる。

しかし、平成15年3月31日から平成16年5月14日までの間に計上された仮払金（本件仮払金を含む。別紙1参照。）のうち6億円は、同年10月20日に本件漁業権に振り替えられている。そして、証拠（乙4）によれば、同年10月期末の仮払金残高は4154万3000円であること、このうち3754万3000円は同月1日に計上された現金支出に対応するものであり、その余の残高は400万円にすぎないことが認められる。そうであるとすれば、本件仮払金は、同月20日に本件漁業権の一部として資産計上され、もはや同月期末の仮払金残高中に本件仮払金は含まれていないと解するのが相当である。また、仮受金科目（乙43）を精査しても、仮受金科目と仮払金科目との間で合計3500万円の振替処理がされている前後を通じ、実際に甲が原告に対し3500万円相当額を弁済してこれを仮受金としたこととはうかがわれない。

以上によれば、上記相殺処理によって、本件仮払金が甲に対する賞与に当たらないと解することはできず、原告の主張は理由がない。

第4 結論

以上の検討及び原告が特段争わない部分を前提とすると、本件各更正処分等の内容は別紙5及び別紙4の表3に記載のとおりとなるといえるので、本件各更正処分等は適法である。

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

函館地方裁判所民事部

裁判長裁判官 鈴木 尚久

裁判官 矢口 俊哉

裁判官 宍戸 崇

別紙1・2 省略

本件法人税各更正処分等の経緯

(単位：円)

事業年度	順号	①	②	③	④	⑤
	区分	確定申告	第一次調査による処分	本件法人税各更正処分等	審査請求	裁決
平成17年10月期	年 月 日	平成18年1月31日	平成20年6月23日	平成21年6月29日	平成21年8月18日	平成22年6月25日
	処 理 の 態 様	申告	(減額) 更正	更正	—	棄却
	所 得 金 額	23,880,216	13,237,368	78,640,970	13,237,368	
	納付すべき税額	7,163,900	3,971,000	23,591,900	3,971,000	
	重 加 算 税	—	—	5,747,000	—	
	過少申告加算税	—	—	—	—	
平成18年10月期	年 月 日	平成19年1月31日	平成20年6月10日	平成21年6月29日	平成21年8月18日	
	処 理 の 態 様	申告	修正申告	更正	—	棄却
	所 得 金 額	△13,072,056	15,177,944	85,245,407	15,177,944	
	納付すべき税額	△80	4,553,000	25,573,400	4,553,000	
	重 加 算 税	—	—	7,357,000	—	
	過少申告加算税	—	657,500	—	657,500	
平成19年10月期	年 月 日	平成20年1月31日	/	平成21年6月29日	平成21年8月18日	
	処 理 の 態 様	申告		更正	—	棄却
	所 得 金 額	△9,537,199		21,873,544	△9,537,199	
	納付すべき税額	△3,363		6,558,500	△3,363	
	重 加 算 税	—		2,296,000	—	
	過少申告加算税	—		—	—	

注1： 「納付すべき税額」欄の△印は、還付すべき税額を表す。

2： 平成18年10月期の平成20年6月10日付け修正申告に係る過少申告加算税の賦課決定処分は、平成20年6月23日付けで行われている。

本件納税告知処分等の経緯

(表1)

(単位：円)

順号	①	②	③
区分	納税告知処分等	審査請求	裁決
年 月 日	平成21年6月29日	平成21年8月18日	平成22年6月25日
課税漏れ支払金額	60,000,000	0	35,000,000
追徴本税額	20,806,500	0	12,233,796
重加算税の額	5,362,000	0	4,280,500
不納付加算税の額	548,000	0	0

(表2)

(上記納税告知処分等に係る追徴本税額等の内訳)

(単位：円)

月分	支払確定年月日	所得者氏名	課税漏れ 支払金額	追徴本税額	重加算税の額	不納付加算税の額
平成16年1月から6月	平成16年4月30日	甲	35,000,000	12,217,596	5,362,000	-
	平成16年5月20日	甲	10,000,000	3,105,600		
平成18年1月から6月	平成18年1月11日	乙	15,000,000	5,483,304	-	548,000
合計			60,000,000	20,806,500	5,362,000	548,000

(表3)

(裁決による取消後の納税告知処分等に係る追徴本税額等の内訳)

(単位：円)

月分	支払確定年月日	所得者氏名	課税漏れ 支払金額	追徴本税額	重加算税の額	不納付加算税の額
平成16年1月から6月	平成16年4月30日	甲	35,000,000	12,233,796	4,280,500	-
合計			35,000,000	12,233,796	4,280,500	0

本件各事業年度の法人税の所得金額及び法人税額

(単位：円)

項目		順号	平成17年10月期	平成18年10月期	平成19年10月期
本件法人税各更正処分前の所得金額		1	13,237,368	15,177,944	△9,537,199
加算額	漁業権に係る架空減価償却費否認額	2	60,000,000	60,000,000	40,000,000
	営業権に係る架空減価償却費否認額	3	403,602	16,648,558	28,453,883
	営業権に係る減価償却費否認額	4	378,633	2,032,275	2,928,650
	繰越欠損金損金算入否認額	5	5,000,000		
	パラオ経費否認額	6		880,785	
	加算額の合計額 (2ないし6の合計額)	7	65,782,235	79,561,618	71,382,533
減算額	研究開発費認容額	8		2,945,000	
	事業税認容額	9		5,022,900	5,381,300
	漁業権売却益否認額	10			20,000,000
	為替差損認容額	11			9,711,750
	減算額の合計額 (8ないし11の合計額)	12	0	7,967,900	35,093,050
所得金額の増減額 (7-12)		13	65,782,235	71,593,718	36,289,483
所得金額 (1+13)		14	79,019,603	86,771,662	26,752,284
所得金額に対する法人税額 (14×30%)		15	23,705,700	26,031,300	8,025,600
法人税額から控除される所得税額等		16	80	80	3,363
納付すべき税額 (15-16) (差引所得に対する法人税額)		17	23,705,600	26,031,200	8,022,200

注1： 「本件法人税各更正処分前の所得金額」欄の△印の金額は、欠損金額を表す。

2： 「所得金額に対する法人税額」欄の金額は、順号14の金額（通則法118条1項の規定に基づき千円未満の端数を切り捨てた後の金額）に法人税率（30%）を乗じて算出した金額である。

3： 「納付すべき税額」欄の金額は、通則法119条1項の規定に基づき百円未満の端数を切り捨てた後の金額である。